

南伊勢町特定居住促進計画（案）に関するパブリックコメント（町民意見募集）の実施

町民のみなさんの意見を募集します。

令和7年6月2日

「南伊勢町特定居住促進計画（案）」についてのご意見の募集について

南伊勢町では、二地域居住の取組を進めていくために、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条に基づき「南伊勢町特定居住促進計画」の策定を進めています。

全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされさている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図るための計画です。

今回、南伊勢町特定居住促進計画（案）をとりまとめましたので、広く町民のみなさまからのご意見・ご提案等を募集いたします。

お寄せいただいたご意見等に対して、個別に回答はいたしません。ご意見の内容ごとに整理したうえで、その概要、意見等に対する町の考え方等をホームページ等で公表します。

また、ご意見の募集は、具体的なご意見をお聞きすることを目的としているため、単に案に対する賛否の持論だけを示したと判断されるようなもの、趣旨の不明瞭なもの、意見を求める内容と直接関係のないものなどは、意見として取り扱わない場合がありますのでご了承ください。

《意見募集案件》

- （1）南伊勢町特定居住促進計画（案）

《素案の閲覧方法》

町のホームページに掲載するほか、下記の場所にて閲覧できます。

- ・役場南勢庁舎2階まちづくり推進課窓口、南島庁舎1階総合窓口（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

《意見等の募集期間》

令和7年6月2日（月）～令和7年6月27日（金）午後5時15分まで

《意見等を提出できる方》

町内に居住または通勤、通学している方、町内に事業所などを持つ法人、その他の団体

《ご意見等の提出方法》

ご意見は、住所、氏名（または団体名）を記入のうえ、郵送、持参、電子メール、ファックスのいずれかの方法によりまちづくり推進課若者定住係まで提出してください。

なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けいたしません。

ご意見等の提出の様式は、ホームページに掲載するほか、役場まちづくり推進課、南島庁舎総合窓口に備え付けます。なお、住所、氏名（または団体名）が記載してあれば任意の様式でも受け付けます。

〔郵送・持参〕 〒516-0194 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
南伊勢町役場 まちづくり推進課 若者定住係宛

〔ファックス〕 FAX 0599-66-1846

〔電子メール〕 E-mail teiju@town.minamiise.lg.jp